

## 第5回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議録

平成20年11月18日（火）午前10時～11時02分  
大阪市中央公会堂 3階 小集会室

**林総務担当課長**：ただ今から、第5回「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会」を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。それでは早速ではございますが議事に入りたいと思います。阪井委員長よろしくお願ひいたします。

**阪井委員長**：それでは、議事に入らせていただきます。本日の委員会は従前どおり公開で開かせていただきます。会議概要の作成とホームページの公表につきましては、従前どおり事務局で行っていただき、事前に委員に確認いただくということでよろしくお願ひします。本日の傍聴者は8名でございます。事業等の見直しにつきましては、来年度が区切りということでございます。前回8月12日に開催しました第4回委員会では、多くの事業の見直しが順調に行われているとの報告とともに、まだ課題が残る事業についても報告がございました。3カ月経っているだけのことですけども、最終年度に向けて、課題が残る事業について方向性なりをご報告いただき、それについて委員からの意見もお聞きして次年度につなげていただきたいと思います。それではまず京極市民局長からご報告をお願いします。

**京極市民局長**：見直しの進捗状況につきまして、現在、課題となっている項目を中心に、報告させていただきます。なお、前回、8月に開催いたしました委員会で報告したものにつきましては省略いたしまして、変更のあるものを中心に報告させていただきます。お手元の資料1は、進捗状況の概要をまとめたものでございます。資料2は、各事業の進捗状況等の詳細を記載しているものでございます。資料3は、後ほどご説明いたしますが、人権文化センター等のあり方についての考え方をまとめたものでございます。

それでは、資料1に沿って、説明させていただきます。まず、表の1ページ、「1 関連事業等について」をご覧ください。まず（1）委託事業・補助金・分担金・貸付金についてでございますが、右の囲みをご覧ください。前回報告させていただきましたように工場アパートにつきましては、施設の使用実態の調査を行っているところでございまして、その結果に基づきまして、今後の施設のあり方を検討してまいるところでございます。また、資源再生共同作業場につきましては、事業の整理を進めているところでございます。理学療法士・作業療法士派遣事業については、前回報告させていただきましたように、事業

のあり方について、20年度中に結論を出してまいります。

補助金、分担金につきましては、残る事業につきまして、本市全体の方針に沿いまして、また、大阪府の状況も踏まえまして見直しに取り組んでいるところでございます。そのうち補助金4事業、分担金2事業につきましては、21年度までに廃止することとしております。

次に、貸付金についてでございますが、課題となっております「高校・大学奨学金」の処理法策の検討状況につきまして、ご説明させていただきます。右の囲みにございますように、まず、返還決定者につきましては、引き続き返還を求めて回収に努めますとともに、国基準に該当する者につきましては、規定に従い免除手続きを進めてまいります。次に、卒業時に実質的に返還免除としてきました貸与者につきましては、この間、同じように見直しに取り組んできた京都市の動向も見ながら、検討を行ってまいりました。前回もご説明いたしましたが、京都市では、同和奨学金を実質的に返還免除としてきた「自立促進援助金」の支給につきまして、4次にわたって住民訴訟が提起されました。このうち1次・2次の訴訟につきましては、大阪高裁の判決で、その一部が違法であると判断され、最高裁、上告不受理決定でございますが、京都市の敗訴が確定いたしたところでございます。この判決等を踏まえまして、京都市では、有識者からなる「同和行政終結後の行政のあり方総点検委員会」におきまして見直しが審議され、その報告を受けまして、先般、市としての見直し方針が決定されたところでございます。

本市につきましては、京都市と異なりまして平成14年度以降は償還補助の制度ではなく、取扱要領で債務免除といたしてきておりました。そういう意味で京都市とは若干異なりますものの、この京都市の確定判決の趣旨等を踏まえますと、本市におきましても、平成14年度以降、取扱要領により返還免除となっていた者のうち、国基準を超える者につきましては、一定の範囲で返還を求めていくことにつきましてはやむを得ないと考えられます。なお、その返還を求める際には、これまでの経過を踏まえまして、期間の延長等、激変緩和措置を検討する必要があると考えております。

ただし、平成13年度の地対財特法の期限以前から、実質的に返還免除とされてきた者につきましては、配慮が必要であると考えております。処理方策の基本的な方向といたしましては、このように考えているところでございますが、処理方策の具体化にあたりましてはまだ多くの課題がございます。今後、さらに制度の経過や法律上のチェックなどを踏まえ課題整理を行いますとともに、京都市の今後の動向等も十分見据えながら、慎重に検討を行って、できるだけ早期に処理方策の方向性を確定してまいりたいと考えております。

次に、(2)の、「未利用地・建物等の使用」についてでございますが、上の段の「有償化や契約方法の整理を図るなど引き続き活用を図っていくもの」9

2件につきましては、措置済みのものが74件ございます。それ以外で方向性が明確になっているものが2件でございます。残り16件となっており、課題の解決に時間をしているところでございます。また、「明け渡しや原状回復等を求めるもの」46件につきましては、措置済みのものが32件でございますが、それ以外で訴訟中のものなど方向性が明確になっているものが13件でございまして、残りは1件となっております。

(3)の「特別な優遇措置等」につきましては、1事項残っております「もと浪速第1温泉施設の活用」につきましては、前回も報告させていただきましたが、公募により施設の活用を図ることとして、そのための具体的課題の整理に取り組んでいるところでございます。

続きまして、資料1裏面2ページの、「2 政策的な課題の解消について」をご覧ください。右の段で下線を引いている部分が、前回からの変更のあった点でございまして、人権文化センター等、地域内施設の22年度以降のあり方について、今回、その考え方をとりまとめたところでございます。これについて説明させていただきます。資料3をご覧ください。

本市では、平成22年度以降の人権文化センター等のあり方につきまして、平成18年8月に調査・監理委員会からいただきました提言及び本市の見直し方針に基づきまして、また、大阪市会の附帯決議等も踏まえまして、さまざま角度から、総合的な検討を進めてまいりました。調査・監理委員会からは、いわゆる地域内施設の人権文化センター、青少年会館、地域老人福祉センターの3施設につきましては「特定の地域に同種の施設が集中しており、利用状況も比較的低調であることから、施設の統合も考えるべきである」という趣旨の提言をいただいていたところでございます。また、この提言では、人権文化センターのあり方の見直しにあたっての留意点といたしまして、「自立支援機能即ち総合相談事業については、必要な事業と考えられるが、実施場所は必ずしも人権文化センターに限る必要性はない」とこと、また、「人権啓発機能については、区域全体や市域全体で実施するほうが効果的と考えられる」とこと、3点目といたしまして、さらに「貸室事業を含めた市民交流機能については、地域内のそれぞれの施設の今後の方向性とも整合を図りながら、一つに統合するほうが効率的行政運営に資すると認められる」とこと、といった趣旨のご指摘をいただいているところでございます。

地域内施設のうち、青少年会館と地域老人福祉センターにつきましては、平成18年度末で条例施設としては廃止されたところでございますが、以降、それぞれの所管の局におきまして、暫定的な活用が行われております。その利用状況につきましては、資料3の次のページに参考に記載しているとおりでございます。

もと青少年会館では、市民グループ等に施設の貸出を行うとともに、ほつと

スペース事業や識字学級といった本市の事業の実施場所として活用され、年間44万人余りの利用者を数えているところでございます。また、もと地域老人福祉センターでは、高齢者等地域活動支援事業として、教養講座や仲間・居場所づくりなど高齢者の生きがいづくりの場として活用が図られ、各施設とも概ね一日平均100人前後の方が利用しております。

今回、人権文化センターのあり方の検討にあたりましては、こういったもと青少年会館やもと地域老人福祉センターを含めまして、それぞれの施設の利用状況、現状を踏まえつつ、調査・監理委員会提言の趣旨や、大阪市会での附帯決議、さらには本市の現下の厳しい財政状況を踏まえて、総合的に検討してまいりたところでございます。

その結果、今後のあり方といたしましては、3施設の交流機能に着目いたしまして、さらに効率的な行政運営を図る観点から、地域内3施設を統合いたしまして、基本的な考え方（1）にございますように、地域や世代を超えた交流の促進を目的とし、幅広く市民の利用に供する施設といたしまして、仮称ではございますが「市民交流センター」を、平成22年度から設置するという方針を立てるに至った次第でございます。

この「市民交流センター」の設置にあたりましては、3施設を統合することにより、より市民の利用や市民相互の交流が進むような施設として位置づけたいと考えております。その下のイメージ図にございますように、「市民交流センター」では、交流促進事業やコミュニティづくり支援事業、市民の活動の場の提供、市民活動育成事業、貸室等の施設提供などを実施するとともに、このセンターを本市の事業実施場所としても活用してまいりたいと考えております。

この統合によりまして、現行の人権文化センター10館1分館、もと青少年会館12館、もと地域老人福祉センター9館は、統合後につきましては市民交流センター10館ということになり、統合により生ずる空き施設につきましては、供用を廃止してまいります。

また、基本的な考え方（2）にございますように、現行の人権文化センター条例につきましては、平成21年度末をもって廃止し、新たに設置する市民交流センターを条例施設として位置づけたいと考えております。

基本的な考え方の3点目といたしまして、イメージ図の一番下にございますように、現行の市民局人権室の一部を再編整備いたしまして、仮称ではございますが「人権啓発・相談センター」を、平成22年度から設置する方向で検討しております。現行の人権文化センターで実施してまいりました啓発事業や相談事業につきましては、この「人権啓発・相談センター」に集約してまいりたいと考えております。

昨今、社会状況の変化を背景といたしまして、本市におきましても、高齢者虐待、児童虐待、いじめ、ドメスティックバイオレンスなど深刻な人権侵害が

生じており、また、未だに、結婚や就職などに際して、差別意識が残っている事件なども生じている現実もございまして、人権問題は複雑・多様化しております。この「人権啓発・相談センター」は、これらの多様な人権問題につきまして全市的な拠点といたしまして、啓発事業や情報提供事業、相談事業など、機能を一箇所に集約いたしまして効率的・総合的に取り組んでまいりたいと考えております。なお、「政策的課題の解消について」のその他の項目につきましては、方針どおり進めておりまして、前回からの内容の変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

私からの報告は以上でございます。なにとぞよろしくお願ひいたします。

**阪井委員長**：ただ今の報告につきまして、委員の皆様からご意見・ご質問をお受けしたいと思いますが、資料1の表面と裏面に分けてお聞きしたいと思います。まず表面の「関連事業等」について、ただ今、京極市民局長から奨学金の返還についてご報告があったところでございますが、これについて何かご質問ございますか。

**細見副委員長**：今、説明していただいたのでかなりわかりはしたのですが、少し一般の立場から見ていきますと、大阪市がこの奨学金について今どういうことをやっているのか、どういうことで議論しているのか、プロセスがわかりにくいというのがあるんです。京都市の例と若干違うんですが、大阪市の場合はどういう経過で、時期的なポイントはいつであって、要綱はこういうものがあってというように目に見えるような資料を基にしながら、今までの経過をまとめて教えていただくということが必要な気がします。もうひとつは、現在どうすることをやって、どこで問題になっているかということがよくわからない。例えば、一般に国などの奨学金で返還できないものが2割くらいあるとか新聞報道で見るんですが、大阪市の場合はどうなのか。そう今やっている中でどれぐらいの内容なのか、具体的な現状の報告がちょっとわかりづらい。そういうことがわかれれば、今日ありますような方針でいいのかなと納得するわけですが、情報公開といいますか、そういう点でちょっと不十分ではないかなとそういう気がします。ですから、対象金額はざくっとしたところわかってるんですが、この間の調査等についてだいたい対象人数がどれくらいできたのか、その中で返還免除もないといけないとか、国基準で返還してもらって当然だとか、そういう大きな数字がわからない。この方針の妥当性というのもそういう数字が出てくればわかるのですが、ちょっとそこらへんに不満を感じたと言いますか、そういうことです。

**阪井委員長**：もう少し中身に入って具体的に説明していただきたいという趣旨だと思うの

ですが、いかがですか。

**妹尾地域福祉支援担当課長**：高校・大学奨学金の現状について、情報公開する中で、現状を明らかにしたうえでの課題整理というご指摘だったと思いますが、高校・大学奨学金については、今ここにある方向性を定めたわけでございますが、確かに細見委員がおっしゃるように、対外的な情報については不十分な部分があるかとは思います。ご指摘の趣旨を踏まえまして、今後、課題整理の方向性を明らかにするとともに、その判断に必要となる情報についても明らかにしてまいりたいと考えております。

**京極市民局長**：この間、関係局といたしましては高校奨学金については教育委員会、大学奨学金については健康福祉局、総括いたします市民局、この3局で検討してまいりました。この間の作業といたしましては、現実にはどういう方がどこに住んでおられるか確認できるのかどうか、対象者の調査を各局、関係局で並行して行ってまいりました。ほぼ9割程度、所在確認と不明者という整理が終わっていて、これと並行いたしまして、実際に返還を求める方向としてどう考えるのかという議論をこの3局で行ってまいったところでございます。特に、最高裁で判決が確定しているということで、その趣旨に従って整理していく中で、また、既に本市の監査の指摘を受けている事項もございましたので、この点からも整理していく中で、まず現実問題として、法期限後の前後で、最高裁の異なった判断の趣旨の論理を展開されていて、それを本市に当てはめた場合に具体的な課題が出てくるのかどうか、また、新聞にも出ておりましたが、補助金の返還問題といったものも出てくる可能性があります。それから異なった扱いをすることによってむしろ混乱しないかどうか、あるいはこれまでの経過から踏まえて、市民の方を含めて納得性が得られるかどうか、こういった観点で検討を進めてまいったわけでございますが、今はまだ方向性ですから具体的な方針を出していく作業をそれぞれつめていく。その時に具体的な人数であるとかはこれからですが、振り分けも必要かなと思っておりまして、今のところ、今年度中には再度お集まりいただき、具体的な報告をさせていただきたいと考えております。例年2月に開催していますので、その時には具体的な方向性をお示ししながら、ご説明させていただきたいと考えております。その際には、今、細見委員からもご指摘ございました資料についてもきちんと作ってまいりたいと考えておりますので、今日のところはそこまでに至っていないというのが実態でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

**阪井委員長**：細見委員に言われた具体的なことは、これからつめて2月にということです。

**細見副委員長**：その当時の要綱や、言った言わないじゃなくて資料として確認できるようなものもぜひお願ひしたい、経過を裏づける資料ですね、それをお願いしたいと思います。

**京極市民局長**：わかりました。資料については次回に揃えてまいります。

**松下委員**：今進めていただいている手続きでいいと思うのですが、参考までにご意見を申しあげさせてもらいますと、私も金融業の一端を担っておりまして、債権債務の処理については、適正な手続き、コンプライアンスにそって進めていくというのがひとつ、もうひとつは事業の効率性等も考えてやっていく。これで債権債務の処理を進めているが、やはり行政の場合はそれプラス、局長がおっしゃいましたように市民感情、納税者としての感情も考慮していかないといけませんし、行政として一つ一つの個別の案件について過去の経緯や法律の改正等も踏まえて慎重に検討していく必要があると思います。一連の見直しとはちょっとこの部分は違うという感じがしますので、細見委員がおっしゃられた経緯等も調べて、それと1件1件の個別の債権の内容が違うと思うので、その辺を慎重に検討していただいたらいいのかなと思います。

**阪井委員長**：13年度と14年度をわけてということですが、書いてているのは、実質的に返還免除してきたということは、内部的にそういう処理をしてきたということですか。それとも免除を受ける人に免除するという意思表示をしているのかどうか、それはどうなんですか。

**岡田教育委員会総務部長**：大阪市の取扱要領におきまして、卒業時点におきまして有為な人材については返還免除という要領上の規程でございまして、条例等によるものではなくそれによって手続きを進めてきたというのが実態でございます。

**阪井委員長**：内部処理をしてきたということですね。

**岡田教育委員会総務部長**：本市の要領に従ってやってきたということです。

**細見副委員長**：要領に沿ってやってきたということは、市の裁量範囲ということで理解していいのかどうかということを教えていただきたいのですが。

**京極市民局長**：13年度までは京都市と同じように給付金の支給という形でやっていたのですが、13年度末の条例廃止、いわゆる奨学金貸与条例の廃止の際に、従前の条

例によるという形をとりながら、いわゆる免除を要領によって行うということにしたわけです。この免除を要領によって行うということを内部的手続きとしてやったわけですが、これが法律上有効かどうかという、こういったものが監査でも指摘を受けているという事実がございます。自治体の場合、免除をどういう手続きでやるのか、そういう手続き的な部分も含めて問題ありというふうにされているのが監査結果でございます。

**細見副委員長**：事実は事実として出していって、どのように判断したのかというあたりの説得性みたいなものが、もし訴訟になっても大きなポイントになると思いますので、その辺しっかりと議論して提案していただきたいと思います。

**阪井委員長**：それでは、今度は資料1の裏面に移って、先ほどご報告のありました人権文化センターのあり方について、もと青少年会館、もと老人福祉センターと統合するという案が報告されましたけれども、それについて何かご質問ございませんか。まず、細見副委員長。

**細見副委員長**：なかなか難しい案件ではあったんですけども、なぜこういうようになったのかという舞台裏というか、どういう意見があつてこういう案になったのかという、どのように知恵を絞り出されたのか、この知恵を絞るときのポイント、先ほど局長はいろいろおっしゃいましたけれども、もう少し苦労した点というか、なかなか悪くないアイディアだと思うんですけども、もっとこのアイディアを生かすのにということで後で意見は言いたいですが、まず、この案にしないといけなかった点を聞かせていただきたい。

**森田市民局理事**：そもそも調査・監理委員会で地域内にある施設について類似の施設、いわゆる交流を主に目的とした部分があったというのは、総論の部分で統合の方向で考えてはどうかと提言の中では検討していただいておったと思っております。その後、それぞれの施設は大阪市も縦割りでありますので、人権文化センターは市民局所管、青少年会館については教育委員会の所管、老人福祉センターについては健康福祉局所管ということもございまして、ご提言いただいたときには広い網をかぶせてということであったと思いますが、持ち帰りますと、それぞれの局がそれぞれの施設のあり様を考えるという状況が生じたのも事実であります。それぞれ生かし方を考えていったという中で、一つは青少年会館と老人福祉センターにつきましては行政上の目的としては終えたであろうということで条例廃止をいたしました。その後施設を有効に使うという観点から、使える間もしくは事業の実施場所として使えるのではないかということで、活用策を考えて今ここ1年2年と過ぎておるわけでありますが、人権文化センタ

一につきましてはその提言をいただいた以降、本来の人権文化センターのこれまでの役割、歴史的な役割を含めてですけれども、過去の経過も含めて議論しながら今後どうあるべきかということを検討してきたところであります。その一方で、この間維持管理をしておりますが、管理費等あるいは利用に当たっての経費というものが相当な費用がかかっているというのも事実であります。本来の目的を、交流を中心とした部分をより生かすべき時期に今来ているのではないかと、とりわけ施設の利用実態等につきましては市会を含めまして低調な利用状況にあるという指摘をいただいております。それぞれの目的に沿った使い方ということでやむを得ない部分もあったかと我々思っておりますけれども、今日時点においてはやはりより効率的な施設利用を図るということで、いかに効果的な利用をいただく方法があるのかということを考えまして、今回は地域内施設の交流を目的とした部分を強く評価をして市民交流ということで統合する。人権文化センターについてはいわゆる解放会館という前身を持っております。12年に条例改正をして位置づけも変えてきたところではありますけれども、実質上やはり広く市民利用にはなかなか至らなかったという経過があります。ただ調査・監理委員会等のご提言をいただいた以降でありますけれども、現在、指定管理に出しております管理者等が相当努力をいただきましてそれぞれの施設の利用状況、利用率等につきましては従前に比べれば上がってきている。これはやっぱり広報をしていただいている、あるいは管理運営に当たって努力をいただいているという結果があるわけですけれども、いかんせんそれでも他の市民利用施設と比べますとまだ低い利用実態にあると言わざるを得ないのかなと思っております。それぞれの施設が利用実態が低いという状況を抱えながらではありますけれども利用者もいるという状況を鑑みまして、この地域にある施設を有効に使い、かつまた効率的な行政を進めるという経費面での費用対効果を考えまして一つに集約をしていきたいという判断をしたところであります。一方で人権文化センターで行ってまいりました相談や啓発事業につきましては、オール大阪により推進していく必要があると考えてまして、人権室の一部を「人権啓発・相談センター」として別途位置づけることによりまして、そこに相談や啓発の機能を集約して持ってくる。そして全市民を対象にした形で人権施策を打っていきたいと考えたところであります。

**阪井委員長**：これに至った経過をご説明いただきましたが、それでよろしいですか。それで、その上でなにかご意見があるということでしたけれども。

**細見副委員長**：このような形になりますというように市民に紹介した場合に、その打ち出し方というのが、例えば、なにも知らなかつたら、現在32ある建物が10個になって、身近なところからなくなる、そういう形で市の行政が縮小していると

いうようなイメージで受け取る人も多いんじゃないかなと思うんです。そういうことはないんでしょうか。実際問題として。

**森田市民局理事**：ただいまのお尋ねですけれども、身近なところに、かたまってというのは極端な言い方かもしれません、地域内にこの間整備をしてきた施設であります。ですから、距離感といいますか、地域の中でいいますと比較的隣接した場所に設置をしているものでありますので、ひとつひとつの施設に対する思いというのは当然、地域に住んでおられる方、あるいは利用しておられる方々については、思いがあろうかと思いますけれども、できるだけご不自由をおかけしないような形では考えていきたいというふうに思っていますし、その評価はいただけるのではないかなと思っています。

**細見副委員長**：現場でそういう評価がもらえるということならば、それはそれでいいと思うんですね。それと、全体的にみてみると、市民交流センターにして、32あるのが10に減ったといいますか、発表を受けた場合ですね、一般にそう感じる人も多いと思うんです。そんなことはない、これで十分いけるというように思われるかもしれないが、市の行政として少なくなったととらえる人は、市の行政は後退したなどとる人もあると思うんですね。そういう場合に、いや、そういうんだ、市民交流センターがこういう機能をもって、後のところは交流を活発化させるためにということで、人権行政が非常に大きく変わると、しかも、積極的に変わるんですというような打ち出し方ができないと、単なる後退だとみられる可能性が高いと思います。例えば、市民交流センターというのはどこにできますとかね、その場所であるとか、あるいは全体的な設計図であるとかね、その打ち出し方ですよね、そういうものがもう少しいるような気がするんですけど、いかがでしょうか。

**森田市民局理事**：地域内施設の3施設をひとつにということで、3つの施設のうちのひとつの館を使って、市民交流センターにします。ですから、人権文化センター、もしくはもと青少年会館、もしくはもと老人福祉センターのいずれかの施設を市民交流センターに転用したいというふうに考えています。場所的には人権文化センター10館のところに10箇所あるとご理解いただき、それぞれのところに市民交流センターというものを立ち上げていきたいというふうに考えておるところであります。今、細見委員がおっしゃるように、それぞれの館の管理運営をされる方々にご努力いただいて、この間利用実態も伸びてきているとみてますけれども、より幅広い形で本来の市民交流を目的とする施設です、ということでのPR等につきましては、利用されている方はもちろん市民の方々に、今後きちんと打っていく必要性があるだろうと、我々自身も思っておりますし、本

来の交流がここを拠点にして広がることを強く望んでいるのは事実であります。そういう面には力を入れていきたいと思っています。逆に、細見委員がお尋ねの中で、やはり一番こだわりがあろうと思われるは、現に利用されている方々、本当に身近に感じておられる方々にとっては、統合案といいますか、統合しますと必ず今まで利用していた部分で使えなくなる施設といいますか、廃止になる施設等がでてまいります。そこへの思いというのは、大変強いものがあろうかと思いますけれども、今日的な私ども大阪市の財政事情等を含めまして、ご理解をいただきたい時期にあるんだろうというふうに思っています。

**細見副委員長**：それはよくわかるんですけれども、市民交流センターというのは、どういうものであるのかというように、一般に理解するときに、今ある人権文化センターが市民交流センターになりますよということとイメージしていいんですね。そういうイメージでとってしまう人もいると思うんですよ。今あるこの人権文化センター10館が、今おっしゃったように、仮称の市民交流センターになると、こういうことですか。

**森田市民局理事**：人権文化センターは行政目的を持った施設であります。そこが持っている機能というのは、ひとつは相談機能、ひとつは啓発機能、ひとつは交流機能、それぞれ基本的に同和問題の解決に資するという目的をもって、当初建てられた解放会館のその理念を引き継ぎながらきている部分というのが今もあるのは事実であります。今日的に同和問題が解決されたということはないというふうに思っております。まだまだ問題が残っていると思っておりますけれども、今、最も求められるのは、その中で交流を通じた啓発、あるいは交流そのものが、本来的な同和問題の解決に資するのではないかと、私どもは思っておりますけれども、この市民交流センターが、交流を通じた形で広く市民同士の理解が深まって、あるいは人権尊重といったことが、より優先的に取り扱われるような社会環境をつくるために、この交流というものを一番先頭にもってきて施設の運営を図りたいと考えております。

**細見副委員長**：そうすると、この見取り図じゃないですけども、人権文化センターの人権啓発・相談というのは、人権室に行くんですか。

**森田市民局理事**：相談、啓発部分につきましては、人権室から人権啓発・相談センターというところをつくることによって、そこへ集約を図りたいというふうに思っています。今は、市役所の中に人権室がありますけれども、これが市民により身近なところに事務所、事業所を設けることによりまして、そこで普段から市民の方々に接する場というものをセッティングしていきたいというふうに思って

おります。

**細見副委員長**：人権啓発・相談センターというの具体的にはどこにつくるのですか。市民交流センターの中に入るのですか。

**森田市民局理事**：いえ、これは全市域、全市民を対象にした相談、啓発機能を持たせることで、別途大阪市域全体を所管するということで、場所についてはまだ決めておりませんけれども、適切な場所を検討していきたいと思っております。

**阪井委員長**：はい、ほかはよろしいですか。

**宮花人権室長**：先程の細見委員の件で。人権文化センターがそのまま市民交流センターに移行するというようなご質問もあったかと思うんですけれども、市民交流センターは世代間をこえた人が集まっていたらしくと、縦から横へ広がるような集まりとして交流が大事だということです。もうひとつは、施設で事業が展開されます。この事業が展開できる場所、スペースを確保しないといけませんので、それが人権文化センターであるのか、もと青少年会館であるのか、これは施設規模とか間取り、それから使いやすさ等を考慮しまして、これからどこにするかを決めていきたい。人権文化センター10館そのまま市民交流センターに移行するのではございませんので、そのところだけ。また、その説明の仕方とか、あるいはどういう規模になっていくのかというのは、私どもの方で検討しておりますので、できるだけ早い時期に出していきたいというふうに考えております。

**阪井委員長**：機械的に減らしてですね、それを右から左にやったというんじゃなくて、市民の理解を十分得るように努力していただくということと、それから、仮称ですけれども、そういう形で市民交流センターを立ち上げた後は、やっぱり利用してもらうように積極的にPRしていく、ということが大事なのではないのかな。細見委員の最初のご意見の中にもそういうことがあったんじゃないのかなと思うんですけども。

**京極市民局長**：今回、市民交流センター10館にするということで、施設の数としては確かに引き算すれば減るという形になって、現在の施設の近くにお住まいになっておられる方からいうと、やはり利便性が落ちるというのは事実であろうと。ただ、事業につきましては、例えば、もと青少年会館では「ほっとスペース事業」であるとか「識字学級」といった事業を行ってますし、もと老人福祉センターでは、「教養講座」や「仲間・居場所づくり」、こういった事業につきまし

ては、基本的には一つの場所でその事業をやるということで、事業量をおとすというような考え方を、我々今もっておりません。もちろん、これから時代の変化に応じて新しい事業をつくる、あるいは、古い事業を見直す、こういったこともあると思うんですけども、このような暫定的な場所、暫定的に行われている事業という形で、不安定な形がいいのかどうか、といった議論もあって、これは大阪市全体で今、事務事業の見直しもやっている中で、この部分についても、同じような観点で効率的にやっていきたいというような意味もございますし、安定的にやっていく意味でも、きちっとこういう地域交流、市民交流といった機能に着目して、ひとつの館で位置づけていく方がいいのではないかといった考え方でございます。一方で人権啓発・相談センターについてはあらゆる市民の方が相談にこられてもいいような場所、利便性も考えたいと思っていますし、従来から地域で実施されていた啓発・相談事業については、人権啓発・相談センターを核にしながら、いろんな場所でやっていく、実際の窓口を巡回するなどいろんなやり方で、これは区役所の活用も当然でまいります。こういったなかでサービスが落ちないように工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

**阪井委員長**：細見委員続いてありますか。

**細見副委員長**：少しイメージが出てきたように思うんですけども、今おっしゃるように、市民に暫定的にやっているという具合に移行期に思われていると、本当に市民も力がなくなるし、未来に希望が持てないという形になりますので、やはり移行期をですね、暫定的にやってるんですというような形にするというのは、もっとも避けないといけない問題だと思うんです。暫定的ですよというようになってしまえば、もう一度それをリカバリーするのには2倍3倍の努力いるということなので、ぜひそういう意識を持たないようにしていただきたいというのと、暫定的ですと思わせないためには、場所の演出といいますかね、例えば、ここはこういう形でもっといいのができるんですよとか、もっと市民に広く開かれた形で、もっと賑やかになるんですよというような、ここの場所がこうなるというようなイメージですね、これを身近な人たち、市民全体が持ってくれるというのが一番いいと思うんです。この構想を打ち出されるときに、大阪のまちづくりとか活性化に非常に役立ちますよというような提示の仕方というのを、ぜひ知恵を出して、美しく華やかにといいますか、そういう形でビジョンを出していただきたい。そのためには、どこの場所がどうなると、どこの場所がどのように変身するというような出し方というのがいいというように思っています。例えばこのセンターが耐震性とか、あるいは環境とか地域にやさしくて、こういうような建物になるんですよと。例えば、CO<sub>2</sub>排出ゼロの建築を採用し

ますとか、あるいはこのセンターは、完成したあ까つきには、CO2 ゼロのモデル建物になるんですよとか、そういう夢のある打ち出し方をしていただきたいということですね。それと、もうひとつ、いまさっきおっしゃったように、私いい考えだと思うんですけれど、相談センターとか人権啓発、これを区役所でやっていくと、非常にいいなと思うんです。他にどこか建物を造るというのではなくて、区役所をもっと活性化させるという意味で、それは非常にいいアイディアじゃないかなと思いました。要は、少し新しい時代に向かって、この場所が中心になるんですよというような、そういうやり方ですね。それでは、耐震もあるし、耐震があればなにかあったときにここにきたらいいという形で、地域に対する愛着も生まれてきますし、それから、先程言いました、CO2 排出ゼロとかですね、そういうような取組とか、そういうパイロットプロジェクトみたいな形で打ち出していくとか、いろんな打ち出し方はあると思うんですね。ぜひ、そういう発想でやっていただきたいと思います。

**阪井委員長**：他はよろしいですか。もともと市は縦割り行政とよくいわれるんですけれども、この見直しを機にですね、所管部局がその縦割りの枠を超えてですね、議論されたというのは、それなりの意義があったんじゃないのかなと評価します。理念もいいんじゃないのかなと思います。こういう方向で進めていただきたいと思います。他に質問はございませんか。

**松下委員**：一点、最後に確認をさせていただきたいと思うんですけども。8月にご説明していただいた以降、委託事業の関係、貸付金の処理の関係これ以外の点で、今のところ資料を見る限りは、予定通り進捗していると理解しますけれども、それでよろしいのかどうかと、もう一点は、すでに見直しを実施した事業等の中で、イレギュラーな新たな問題が出てきてないかどうか、その点をちょっと教えていただきたいと思うんです。

**京極市民局長**：率直に申しあげまして、個別で具体的な事例として何件か、これは、土地の明け渡し問題とかそういった形で残っておりますが、全体的には順調に進捗しているものと、我々は、概ねこれで90%以上は進捗しているんではないかと、これは粗く見ておりますけれど、そのように思っております。ただし、政策的課題の解消につきましても、残るは奨学金の問題というのが、今日もまだ出しておりませんから、これが方向性を出せれば、ほぼ主要な問題は全てやつたのかなというふうに考えておりますが、一番最後の雇用問題という部分がございますから、こういった厳しい、昨今また厳しくなっていますから、移行期の問題として、やはり我々として知恵を出していかないかん分野が、これは結果的にあると率直には認識しております。

**阪井委員長**：ほかにございませんか。小野委員よろしいですか。

それでは、質問とか意見はないようですので、その他の課題についても精力的に取り組んでいただくということと、今日、8月の第4回以降、方向付けについてお考えいただいた高校・大学奨学金の問題、それから人権文化センターについては方向付け、大きな方向付けが示されたと思いますので、これに従って更に進めていただいて、2月には更に具体化したご報告がいただけるものと期待しております。それでは、これで第5回の会議を終わらせていただきます。

**林総務担当課長**：委員長どうもありがとうございました。以上で本日予定しておりました議事は終了させていただきます。なお、今後本市では平成21年度予算編成の作業を行うこととなります。議事の前段の方で委員長からもございましたように、地対財特法期限後の事業等の見直しにつきましては、来年度が区切りの年度でもありますので、関係局におかれましては、本日いただきました貴重なご意見を踏まえまして、課題整理に取り組んでいただきたいと思います。次回の監理委員会は、今委員長からもございましたように、年明け2月ごろに開催し、来年度予算編成の状況もあわせましてご報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申しあげます。本日はどうもありがとうございました。